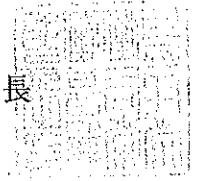




鳥労基発 0615 第1号  
令和3年6月15日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



飲食物等のデリバリーに係る貨物自動車運送事業法の遵守について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止については、昨年10月26日付け基安安発1026第3号「自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止について」で通知したところです。

今般、飲食物のデリバリーに際して、配達員が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第36条第1項に基づく事前の届出をせずに二輪の自動車を使用したため、当該配達員が同項違反により検挙されるという事案が発生したところです。

これを受け、関係団体に対して、今後のデリバリーサービスの提供に当たっては、秩序ある事業環境の整備に向けて、自動車運転業務の交通ルールを含めて関係法令の遵守徹底について責任を持って事業運営に当たっていただくよう、各団体傘下会員への周知を要請することとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、本件趣旨を踏まえ、機会をとらえて傘下会員事業場への周知等をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。

4 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

5～7 （略）

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（特定貨物自動車運送事業）

第三十五条 特定貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～8 （略）

（貨物軽自動車運送事業）

第三十六条 貨物軽自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、營業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2～5 （略）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を經營した者

二～五 （略）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を經營した者

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～八 （略）

九 第三十六条第一項の規定に違反して、貨物軽自動車運送事業を經營した者

十・十一 （略）